

平成24年度第4回大阪狭山市議会定例会提出議案の概要（市長提出）

● 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

平成25年6月30日をもって任期満了となる川口^{かわぐち} 真子^{ちかこ}氏を、人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの

● 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

平成25年6月30日をもって任期満了となる新井^{あらい} 宏子^{ひろこ}氏を、人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの

● 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて [平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)の専決処分]

衆議院議員総選挙に係る執行経費について所要の予算措置を行うもので、平成24年11月16日付けで専決処分したもの

● 議案第71号 大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年8月30日に公布され、同時に下水道法が改正されたことを受け、これまで政令に定められていた公共下水道の構造の技術上の基準を地方公共団体が参酌したうえで、条例で定めることとなったため、新規に条例を制定するもの

● 議案第72号 大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部改正により、議会のいわゆる100条調査における関係人の出頭又は証言については、特に必要があるときに限って請求できるとされたことから、証人等に対する実費弁償に関し同条を引用する本条例について所要の改正をするもの

● 議案第73号 大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

南河内3市2町1村で設置している南河内広域事務室において、平成25年4月

1日から障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会を共同して設置するため、本2条例について所要の改正を行うもの

- **議案第74号 大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について**
総合体育館、池尻体育館、ふれあいスポーツ広場、野球場及び市民総合グラウンドについて、市外料金と市内料金を一律にし、利用日間近の空き施設の利用を促すことにより、効率的な施設運用を進めるため、所要の改正を行うもの
- **議案第75号 大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例について**
火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律、いわゆる保安3法に基づく許認可等の事務について、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正により、平成25年3月1日に大阪府から本市に当該事務が権限移譲されることに伴い、移譲対象事務に係る手数料について本条例に定めるとともに、所要の改正を行うもの
- **議案第76号 財産の無償譲渡について**
旧山本幼稚園を活用して保育所を開設する社会福祉法人 光久福社会に、同園の園舎、工作物等を現状のまま無償で譲渡するため、議会の議決を求めるもの
- **議案第77号 土地改良事業の施行について**
平成24年6月21日から22日にかけての梅雨前線豪雨により池之原3丁目地内の下池堤体外法8メートルが崩壊したことに伴い、ため池の機能回復を図る必要があるため、国の激甚災害指定を受け農業用施設災害復旧事業を施行するにあたり、土地改良法の規定により議会の議決を求めるもの
- **議案第78号 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の障害者支給判定審査会共同設置に関する協議について**
地方自治法第252条の7第1項の規定により、障害者支給判定審査会を共同設置することについて、関係市町村と規約（案）のとおり協議するため、同法の規定により議会の議決を求めるもの

● 議案第79号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について

主に、消防救急無線のデジタル化整備事業に係る経費、障害者自立支援給付費、不活化ポリオワクチンの導入に伴う予防接種に係る経費、ため池の改修等に係る工事費などで、歳入歳出それぞれ3億8,845万2千円を増額するもの

● 議案第80号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

厚生労働省が要介護認定情報、介護サービスの利用実態などの情報を総合的に管理する「介護保険総合データベース」の構築を進めるため、同省が市町村に配布している「認定ソフト2009」が平成25年1月から変更されることに伴い、本市の介護認定システムを変更する必要があるため、歳入歳出それぞれ261万5千円を増額するもの

● 議案第81号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第3号)について

東野財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ2,076万3千円を増額するもの

● 議案第82号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について

池尻財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ875万円を増額するもの

○ 報告第9号 平成24年度(2012年度)財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について

平成24年6月1日付けで財団法人から公益財団法人に変更となった大阪狭山市文化振興事業団の平成24年4月1日から5月31日までの事業会計決算を報告するもの